



介護保険の加入者

今月は、介護保険の加入者について、紹介します。

介護保険の加入者（被保険者）は

年齢によって2つに分けられます

① 65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳になったら、介護保険のサービスを利用するときに使う『介護保険被保険者証』が交付され、世帯の課税状況や本人の課税状況に応じて介護保険料を納めていただきます。

第1号被保険者の場合、市町村によって支援や介護が必要であると認定された方は、介護サービスが利用できます。

病気やケガなど介護が必要となった時は、原因にかかわらず介護サービスを利用することができます。

② 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

40歳から64歳の方で医療保険に加入している方は、介護保険の第2号被保険者となります。

第2号被保険者の場合、介護保険の対象となる**特定疾病**が原因で、市町村から支援や介護が必要であると認定された方は、介護サービスが利用できます。

事故やその他の病気など特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象とはなりません。

16種類の特定疾病

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊柱管狭窄症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・パーキンソン病
- ・関節リウマチ
- ・シャイ・ドレーガー症候群
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・早老症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・初老期における認知症
- ・末期がん

平成18年4月の介護保険制度の改正により、特定疾病の種類が増えました。

新しく追加されました